

## 令和6年度 学校の部活動に係る活動方針

### 1. 部活動の取り組み方針

部活動は、生徒の自主的・自発的な活動であり、生徒にとって達成感や連帯感が得られるなど、活躍の場や居場所となり得る活動である。

将来、生徒たちが社会的に自立していくための力の育成に資するものであり、十分な休養の確保や学業との両立など、バランスのとれた心身の成長と学校生活の実現を図り、学校教育の一環として教育課程と関連付けて取り組む。

生徒の多様なニーズを踏まえ、生涯にわたって健康で活力のある生活を送るために、生徒の可能性を引き出せるような部活動を実践する。

### 2. 設置されている部活動・同好会

#### 【運動部】

|        |        |          |     |      |
|--------|--------|----------|-----|------|
| バレーボール | バドミントン | バスケットボール | テニス | サッカー |
| 陸上競技   | 卓球     | 水泳       |     |      |

#### 【文化部】

|           |     |     |    |
|-----------|-----|-----|----|
| ビジネスライセンス | 軽音楽 | 吹奏楽 | 美術 |
|-----------|-----|-----|----|

#### 【同好会】

|     |    |      |      |      |
|-----|----|------|------|------|
| 茶華道 | 写真 | 鉄道研究 | ダンス  | 外国語  |
| 手芸  | 演劇 | 科学   | メディア | 漫画研究 |

### 3. 休養日と活動時間

#### 【休養日】

- (1) 学期中は、週当たり2日以上の休養日を設ける。
- (2) 休養日として設定していた日に活動が必要となった場合、生徒及び保護者からの理解の得られる範囲で他の日に代替の休養日を設定したうえで、校長へ書面により申請する。校長は、生徒のバランスのとれた生活に支障がない範囲であるとの判断のもと承認する。
- (3) 長期休業中の休養日の設定は、学期中に準じた扱いを行う。また、生徒が十分な休養を取ることができるとともに、部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間（オフシーズン）を設ける。

#### 【活動時間】

1日の活動時間は、長くとも平日では2時間程度、学校の休業日3時間程度を標準とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。なお、活動時間には準備、片付けや移動の時間は含まないが、安全に留意し短時間で行えるように工夫する。